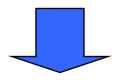
市民とのパートナーシップによるまちづくり

草加市みんなでまちづくり課

1. パートナーシップによるまちづく りのきっかけ

パートナーシップまちづくりシンポジウム (平成10年 市内7地区で開催)



「新たなコミュニティづくり」が必要

そのためには・・・

- •市民と行政からなる推進組織を設置
- 課題解決の仕組みづくりに取り組む

2. 地区まちづくり推進事業

目的

- ・地域住民との協働によるまちづくりの実践
- ・市内各地域に新しいコミュニティづくり
- ・市民と行政、市民相互の新たな関係づくり

<u>方針</u>

地域住民の主体性が基本



住民発意により始めるのが原則 現在9地区にて事業展開(12年度から)

3. 地区まちづくり推進事業の手法

ステップ1 問題点・課題等の発見・共有

ステップ2 地区住民による計画づくり

ステップ3 まちづくりの実践

(詳細は、参考資料1)

【市の役割】

- ①市担当職員や専門家の派遣
- ②活動場所等の支援
- ③行政によるまちづくりの推進

4. みんなでまちづくり自治基本条例の制定

目的 市民と行政とのパートナーシップのあり 方を定めた仕組みづくり

- ①(仮称)パートナーシップまちづくり条例
 - •市民・有識者による懇話会(13・14年度)
 - •議会上程(15年3月議会)
- ②自治基本条例化へ
 - •条例審查特別審查会(15年度)
 - ・議会修正による議決(16年6月、10月施行)

5. 条例の特色①

第7章 まちづくりの環境整備

パートナーシップによるまちづくりには何が 必要かを規定

- ・人材の育成
- ・組織づくり
- •市民活動を支援する基金の設置
- ・市民活動のための拠点づくり

6. 条例の特色②

第8章 まちづくりの参画手続き

市民のまちづくり参画手続き方法を規定

- ①まちづくりの相談
- ②まちづくりの登録(登録員制度) まちづくりの意思表明
- ③まちづくり計画の作成・提案

7. 条例の運用

- ①地区まちづくり事業の推進
- ②ふるさとまちづくり応援基金助成事業 市民の主体的なまちづくり活動を資金的に支援(16年度から)
- ③(仮称)市民活動センターの設置 市民活動の拠点として、交流促進、情報発信、市民活動の育成 を図る。(19年度設置予定)
- 4みんなでまちづくり会議の開催

まちづくり登録員で構成される市民参画の場を開催(17年度から) 8回開催、計4件のまちづくり提案

8. 今後の課題

- ①地区まちづくり推進事業
 - 新しいコミュニティづくり
 - ・担い手の育成
 - •地域自治区の創設

- ②条例の普及啓発と運用
 - •みんなでまちづくり会議の運営
 - ・市民・市議会・市のパートナーシップ

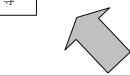
参考資料① 3月18日 三芳町学習会

地区まちづくりのステップ

ステップ① [問題点・課題等の発見・共有]

地区の問題点・課題等をさまざまな住民 の参加によって明確にし、地区住民の総 意としてまとめる。 = 白書づくり

- 例・タウンウォッチング
 - ・問題・課題地図づくり
 - ・懇談会等による意見の集約等



ステップ② [地区のまちづくり計画づくり]

問題点・課題を受け、今後どうしていくか、将来 の地区の目標を掲げ、その実現に向けたモノづく りやルールづくりなどについて、地区住民の総意 として計画化する。

- ・役割分担:住民が行うこと、行政が行うこと等
- ・実施時期:すぐやるか、数年先か、数年間かかるか 等

※この段階では、課題などを受けて、何を最も重視するか明確にし、まとめることが必要です。また、行政にできるか否かを問う必要はなく、問題・課題に対して、誰がどうしていくかまとめることが大切です。



ステップ③ <u>[住民によるまちづくり活動]</u>

・住民による地区のまちづくり活動の実行

[行政によるまちづくり]

・行政計画(基本計画、実施計画、年度予算、 都市計画マスタープラン、各種分野計画)へ の反映(=地区のまちづくり計画の認知)

※地区のまちづくり計画を実際に

・担当セクションによる実行 (個別計画策定、事業の実施等)

実行する段階です。地区の住民による実行もありますし、行政の計画に反映し、行政が実行するものもあります。また、実行に際しては、これまでの段階までと同様に、住民相互や地区住民と行政との密接な関係に立った進め方が必要です。

[支える仕組み]

- 1. みんなでまちづくり自治基本条例 市民団体や地域のまちづくりを推進するための仕組みを制度化
- 2. ふるさとまちづくり応援基金助成事業 地区のまちづくりや各種市民団体等のまちづくりを資金援助する制度
- 3. まちづくりアドバイザー制度(都市計画課) 地区のハード系まちづくりを人的、資金的に支援する制度
- 4. 市役所の組織 みんなでまちづくり課 等

参考資料② みんなでまちづくり自治基本条例及び関連事業の関係図

